

# 新型コロナウイルス感染症の影響で国民健康保険税の納付が困難になったら？

## → 収入の減少度合いなどによっては国民健康保険税の納付が減免されます

### 1. 適用要件と減免額

①新型コロナウイルス感染症に感染(り患世帯)……………全額免除

要件：り患により世帯主が死亡又は重篤な傷病を負ったこと。

②経済活動自粛などの影響で世帯主の令和3年1月以降の収入が減少し、国民健康保険税の納付が困難になった世帯(減収世帯)

世帯主の要件 (右のすべてを 満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今年の見込み事業収入等(事業、不動産、山林又は給与収入)のいずれかが、前年のその収入より3割以上減少した。</li> <li>• 前年合計所得金額が1,000万円以下である。</li> <li>• 減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下である。</li> </ul> ※「収入」とは、事業では仕入れや必要経費を差し引く前、給与では保険料や源泉徴収税額を差し引く前の額。手取り金額ではありません。					
世帯主の前年合計所得	廃業 失業	300万円 以下	400万円 以下	550万円 以下	750万円 以下	1,000万円 以下
減免割合	免除		8割	6割	4割	2割

$$\text{減免額} = \text{税額} \times \frac{\text{減収見込みの事業収入等に係る前年所得の合計}}{\text{世帯主及び被保険者の前年所得の合計}} \times \text{減免割合}$$

### 2. 申請

7月に送付されている納税通知書で税額を確認してから、以下の書類を郵送で提出してください。

宛先：〒038-3192 つがる市木造若緑61-1 つがる市役所国民健康保険課 行

書類は市ホームページからダウンロード又は担当課に電話で請求してください。

■国民健康保険税減免申請書(①②共通)      ■り患のわかる診断書(①)

■今年の収入見込み額を記載した計算書(②)

→世帯主の令和3年の事業収入等が前年より3割以上減少する見込みである。

②の添付書類…確定申告書第一表(収入額の記載がある場合に限る。)の控えの写し

給付金など雑収入がある場合は収支内訳書や青色申告決算書の控えの写し

給与所得者は令和3年1月分から申請日の直近までの給与明細書の写し

転入者は令和3年度所得証明書及び令和2年分収入額のわかる書類

### 3. よくある質問(減収世帯)

申請はいつからいつまで?	申請書は納税通知書が到達してから提出でき、提出期限は令和4年3月31日ですが、納付が困難になった時点で申請してください。申請書を提出できない特別の事情がない限り、申請月以降の納期からの減免となります。
令和3年の収入見込み額とは?	令和3年から申請日時点までは実際の収入額、申請日から令和3年12月末までは例年の傾向や現在の状況を踏まえて予想した収入額の合計となります。
減免後に口座振替や年金天引きで納付された分は?	口座振替や特別徴収では、減免決定後すぐにその納付を停止できないため一度、市に納付されてしまいます。減免後の税額よりも多く納付された場合には、差額をお返しします。
減免後に収入状況が改善したら?	減免は申請日時点で令和3年の減収を見込んでの決定となり、翌年の申告の結果、3割以上の減収となっていない場合は減免取消となることがあります。減免決定後に収入状況が改善した場合は必ず申し出てください。
ほかに減税の制度はありませんか?	新型コロナウイルス感染症の影響に関わらず、解雇、倒産、事業所の規模縮小等による失業者は、上記とは別に【非自発的失業者軽減】に該当する場合があります。詳しくは納税通知書3ページ裏面をご覧ください。
支援金などの補償も収入になるの?	給付、保険金、損害賠償などの収入補償は、今回の「収入」に含みません。

【問い合わせ先】国民健康保険課 電話42-2111(内線277)

## 国民健康保険被保険者証 が更新されます

現在使用している国民健康保険被保険者証（以下「保険証」といいます）は、7月31日で有効期限が切れるため、7月下旬に新しい保険証を郵送します。

郵送された保険証は8月1日から有効となりますので、医療機関へ提示する際にはお間違えのないようお願いいたします。

なお、国民健康保険制度のしくみを解説したポケットブックおよびジェネリック医薬品希望シール、保険証のケースを同封しますのでご利用ください。

また、勤務先の健康保険に加入または脱退したときは、必ず国民健康保険課または稲垣出張所、車力出張所まで届け出してください。

**【問い合わせ先】 国民健康保険課 電話42-2111（内線271・273）**

## 病後児保育事業をご活用ください

市では、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期にあるお子さんを専用の保育室で看護師などの専門スタッフがお預かりする「病後児保育」サービスを、下記のとおり実施しています。

ご利用にあたっては、事前登録や利用申請が必要となりますので、詳細についてはお問い合わせください。下のQRコードからアクセスし市のホームページでもご確認できます。

**場 所** 「青空」（旧柏第2保育所） 柏玉水米袋15-1

**開所日時** 月～金曜日 8時～17時

**利 用 料** ・市内に住所があるお子さん 無料

・五所川原市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町に住所があるお子さん1,000円

・その他 2,000円

**【問い合わせ先】 青空 電話26-6420 育実幼稚園 電話42-4760**

**市役所福祉課 電話42-2111（内線233）**



## 児童扶養手当「現況届」のお知らせ

児童扶養手当を受給されている方には、**所得額**および**受給者**の資格情報を確認するため、毎年「現況届」の提出をお願いしています。

対象となる方には、関係書類を7月末に郵送しますので、必要事項を明記し、**下記提出期間内に必ず提出してください。**

提出されない場合は、11月以降の手当（翌年1月支給分）が受けられなくなります。

**提出期間** 8月2日(月)～8月31日(火)

**持参する物** 現況届用紙、養育費等に関する申出書、児童扶養手当証書、認め印、その他の必要書類（5月に送付済みの一部停止除外事由届出書など）

**提出先** 市役所福祉課、稲垣出張所、車力出張所

※つがる出張所では受け付けしません

**【問い合わせ先】 福祉課 電話42-2111（内線233）**

